

会議録

名称	令和6年度第3回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和7年2月3日（月）午後2時から午後3時50分まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、岸、たぞえ、三柴、依田、坪井 （区側）情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、情報政策課長、 産業経済・消費生活課長、感染症対策課長、教育支援課長
傍聴者	0名
配付資料	＜事前配付資料＞審議会資料 審議会委員名簿 座席表 ＜当日配付資料＞審議会資料 次第差し替え
会議次第	1 会長、副会長の選出 （1）会長の選出 （2）副会長の選出 2 会長あいさつ 3 情報公開・個人情報保護審議会の運営 4 諮問事項 （1）特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施に伴う区民意見の募集等と第三者点検の実施について 5 報告事項 （1）令和6年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況（4－11月）について （2）創業支援講座受講生へのメールの誤送信について

	(3) 個人情報が記載された書類の紛失について 6 その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和6年度第3回審議会発言記録>

- 1 会長、副会長の選出
 - (1) 会長の選出
 - (2) 副会長の選出
- 2 会長あいさつ
- 3 情報公開・個人情報保護審議会の運営

区側	それでは、情報公開・個人情報保護審議会の運営についてご説明いたします。審議会資料1をご覧ください。 項番1、所掌事項でございます。資料2、情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項をご覧ください。Ⅰ、区が諮問を行って、審議会において審議・答申を行う事項でございます。 項番1は、情報公開制度の運営に関する重要事項。項番2は、電子計算組織の管理運営に関する重要事項。項番3は、特定個人情報保護評価、いわゆるPIAに関する事項。項番4は、目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき諮問することとされている事項でございます。その類型はアからウまでのとおりでございます。 続いて、Ⅱは建議を行う事項、Ⅲは報告を受ける事項でございます。 恐れ入りますが、資料1にお戻りください。項番2、会議の公開でございます。まず(1)、原則、会議は公開とし、特定の個人情報を取り扱うなど、公開が不適切な場合にはその都度公開しないこともございます。(2)傍聴の申込みがあった際は、その都度、会長から委員にご紹介をするものといたしまして、(3)傍聴者には委員と同じ資料を提供し、又は閲覧できるようにし、原則として公開に適さないものは回収をさせていただきます。 項番3、会議の決定でございますが、採決により行い、少数意見がある場合には会議録に記録をいたします。 項番4、会議録の作成でございます。会議録は要点筆記とし、発言者の個人名の記載をしない形で事務局において作成し、各委員の確認をいただいた後に会長が署名をして確定いたします。また、確定した会議録は区公式ウェブサイトで公開することを原則とします。 会議録の作成のため、事務局が一時的にICレコーダーで録音をさせていただきますが、会議録確定後、消去いたします。委員各位におかれましては、会議録が確定するまでの間は請求により音声聞くことができます。 項番5、守秘義務でございます。在任中、任期後ともに守秘義務が課されます。 項番6、その他につきましては細目的な事務連絡でございます。 解釈運用基準等のお手元の青いファイルは、開催の都度、席上配付をいたします。(2)(3)欠席・遅刻・途中退席等は記載のとおりご対応願います。(4)審議会の開催日時ですが、決まり次第、記載のとおり、区民の方々に会議公開を周知いたしますが、各委員に対しましてはメール等で周知をさせていただきます。(5)区職員及び各委員の方々がパソコンを使う場合に録音をとることや外部と接続を行うことがない中でパソコンをお使いください。 説明は以上でございます。
会長	ありがとうございます。運営につきましてご説明を賜りました。この件につきまして皆様方、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
委員	1点だけ誤植があるので、直したほうがいいかと思います。資料2の一番下のほう、Ⅲの報告を受ける事項の2(1)なんですけど、「個人情報保護条例の毎年の運用状況」というんですけど、条例はなくなっていますので、条例じゃなくて「保護制度」というふうに直した

	ほうがいいと思います。以上です。
区側	大変失礼いたしました。ご指摘のとおりでございます。修正いたします。ありがとうございます。
会長	ほかにごございますでしょうか。 では、審議会資料2のⅢ2（1）の「条例」を「制度」に改めるとした上で、この内容に沿って運営をしてまいりたいと存じます。

4 諮問事項

（1）特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施に伴う区民意見の募集等と第三者点検の実施について

会長	それでは、次第の4に入ります。次第の4、諮問事項、本日1件ございます。特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施に伴う区民意見の募集等と第三者点検の実施について、区から説明をお願いいたします。
区側	（資料により説明）（約9分）
会長	ありがとうございました。 この特定個人情報保護評価（全項目評価）のこの点につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
委員	何点か教えてもらいたい点があるんですが、よろしいでしょうか。審議会資料3の別添2という評価書、先ほどの素案ですね。これの中身なんですけど、ページが振っていないのでご説明しづらいんですが、4枚目の裏のところでⅡ特定個人情報ファイルの概要とあるんですが、これの2番の③のところで、対象となる本人の範囲として、「本区に」という形で1、2とあります。 で、さらに次の紙の裏側ですね。次の紙の裏側の真ん中ぐらいに4の特定個人情報ファイルの取扱いの委託というところで、ここも対象となる本人の範囲が予防接種法に基づく予防接種の対象者となっています。 で、隣のページの上のほうに、やはり委託事項の2のところの対象となる本人の範囲が「上記2③の対象となる本人の範囲に同じ」、これは先ほど言った1番目と同じことだと思うんですけど、というふうになっています。 さらに次のページ、裏ですね、その紙の裏のところに、真ん中ぐらいで委託事項の4のところで、対象となる本人の範囲が、これは「予防接種法等関連法令に定める予防接種の対象者」という形で、対象となる本人の範囲が少しずつ書き方が変わっているので、それぞれどんな関係になるのか。全く同じことを言葉を変えているのか、それとも、対象の範囲の広さ、狭さがあるのか、ちょっと読んでいて分からなかったのので教えていただければと思います。
区側	予防接種というものに関しましては、いろいろな種類の予防接種があり、また、その記録の仕方も様々な仕方がございますが、対象となる方は変わらず同じというのが原則でございますので、この評価書の中でのそれぞれの項目に合った書き方に沿って、書き分けというほ

	どではありませんが、書いた結果、このような表現の違いになったものと思われます。
委員	分かりました。同じであれば対象自体には問題はないと思うんですが、ちょっと書き方が違うので気になったところで、同じであれば同じような書き方のほうが、これから議会に出されるようですので、そのほうがいいかなと思います。 続いて、今のページからさらに行きまして、次の次の紙のところで、②保管期間、③消去方法、7備考という紙があると思うんです、右側のほうに。ここで2点ほど確認と意見と思ったんですけど、少し後ろにも同じようなものがあるんですけど、まず一つは、保管期間が20年以上となっています。 それと、③の消去方法のところの「保管期間が経過したデータはデータベースから削除する」ということなんですが、このところで教えていただきたいのは、前回のときに、保管期間が決まっていないということで、事実上ずっと取ってあるみたいなことをおっしゃっていたんですけど、前回から今回のこの素案に至るまでに保管期間というのが固まったのかどうか、そこを教えてくださいませんか。
区側	特に前回お話ししたときから状況は変わっておりませんで、基本的に予防接種法では5年間は保存しておかなければいけないということは決められておりますが、その後についてはそれぞれの自治体の裁量に任されておまして、目黒区としては、少なくとも30年間はデータで保存はしておりますけれども、紙で保管しているものに関しては5年間で廃棄というふうには決めておりますが、それ以外のことにしましては、明確な規定として決められているものはございません。
委員	「保管期間が経過したデータ」という形で書いてありますけれども、取りあえず保管期間がこれから決まったら、経過したら削除するよと、そういう運用していく、こういう理解でよろしいでしょうか。
区側	そのように考えております。
委員	ありがとうございます。 それと、今のところのすぐ下に中間サーバー・プラットフォームにおける特定個人情報の消去ということで、2のところ、ディスク交換、ハード更新等の際は中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。その下も同様です。 これ非常にいいことだと思うんですが、何を言いたいかというと、それを業者さんがやったことを区へ報告して、区がそれを確認するというステップも入れておいたほうがいいんじゃないかと。ほかの項目のところでそういうのが入っていたのがあるんですよね。ですから、それを入れたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、何かそれは難しいのかどうか、いかがでしょうか。
区側	中間サーバーを管理しているのは国ですけども、その入り口部分を管理しておるのが私ども情報政策課になりますので、私からご回答させていただきます。 委員ご指摘のとおり、当該データ、ハードディスクごと廃棄する際には、仕様書ではそういったことを確認したものを、証拠を提出するようということでは区側には言っているところでございますので、実運用としてはなされているところではございますが、過去の比較

	というところでは記載したほうが無難というところはお指摘のとおりだと思いますので、所管と調整をいたしまして、記載のほうは追記させていただき方向性に調整をさせていただければと思います。以上です。
委員	ありがとうございます。同じ質問が、後ろから3枚目のところにも全く同じものがありまして、保管期間のところと、それからガバメントクラウドにおけるデータ消去について、やっぱり同じように書いてあるので、全く同じ疑問でしたので、適切に対応していただければと思います。 続いてよろしいですか。続きまして、今お答えいただいたその次の紙のⅢになって、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策というところなんですけど、これ、リスクへの対策が十分かという項目が、リスク1、2、3、4それぞれについて十分であるというふうになっております。 確かに、読んでいてハード的なところは全くそのとおり、制度的にはしっかりできているもので、十分であるというふうに実は思っているんです。ところが、いろいろと人為的な運用のときに人の手が加わると、いくら制度がしっかりしていてもリスクが出てくるという点がありますので、制度的には十分ではあるんですけども、運用をしっかりやっていただきたいというのが審議会のずっとの意見だったと思いますので、その辺のところをご理解踏まえていただければというのが次の意見でございます。 続いて、後ろから3枚目の裏側ですね。さっき言いましたがこの紙の表側のほうは先ほどと同じ意見でしたので、裏のⅣ、その他のリスク対策ということになります。その1の監査の①自己点検というところで、具体的なチェック方法ということで、目黒区における措置としまして、1から5まで書いてあります。 これはこのとおりだと思うんですが、実はこれはあくまでも特定個人情報の評価書ですので、単純な個人情報保護という研修とか自己点検だけじゃなくて、やはり特定個人情報を含む個人情報保護に関する規定とかいう形で、特定個人情報を明記しておいたほうがいいのかないというふうに思いました。 個人情報だと、特定個人情報も普通入ってしまうんですけども、特定個人情報を表出ししておいたほうがいいのかないというのが読んでいて感じたところの意見です。
区側	ありがとうございます。すみません、この前にいただいたご意見に対して、レスをし忘れてしまったので、まず、リスク対策についてちゃんと運用せよというご意見につきましては、自己点検や監査などを通して引き続きしっかり努めてまいります。 今の自己点検の点ですが、こちらPIAにつきましては、年1回の定期的な年次見直しが法令上課されておりますので、それに合わせてPIAの記載事項について、事実即した見直しを各課に求めています。それを踏まえて、この自己点検というふうに記載しておりますが、おっしゃるとおり、ちょっと分かりにくいというか、特定個人情報にフォーカスした記載がなかったかと思うので、その点、記載改めたいと思います。
委員	そこの下の2のところ、従業員に対する教育・啓発ということで、十分に行っているということで書いてあります。これはそのとおりなんだろうと思うんですが、さっき言った趣旨から、どちらかというと、十分に行っているんですけども、やっぱり事故が起きたりなんかします。ですから、できたら特に力を入れているぐらいの形でしていただくといいのかなと。すみません、これは単純な意見でございます。 いろいろと、なかなか漏えい事故がなくならないようなこともあります。また、100%

	受講率にならないという点もあったというふうに聞いていますので、特に力を入れてほしいなという感じがした部分でございましたので、意見としてお伝えしたいと思いました。
区側	特に力を入れて行っているという記載自体は、区としても、差し支えないというか、そのつもりで取り組んでおりますので、P I Aの記載要領、国のルールなんかを確認した上で、それと齟齬がないようでありましたら、特に力を入れていくという形で記載を修正したいと思います。
委員	ありがとうございます。気づいた点は以上でございまして、内容的には非常によく検討していただいているなというふうに読まさせていただきましたので、それだけは最後つけ足しさせていただきたいと思います。以上です。
会長	委員、ありがとうございます。非常に的確かつ貴重なご意見ありがとうございます。ほかの方いかがでしょうか。委員、お願いします。
委員	すみません、これ、私からそちら側にお願いというよりは、むしろ会長にこれ申入れ妥当であれば申入れしていただきたいなというふうに思うんです。私一委員でございまして。 今回、委員の的確なる、あ、確かにそうだなと思いながら、くつついていくのがいっぱいいっぱいだったんですけれども、次から、こういう場でありますから、こういう冊子になるものを配付されるのであれば、一番最初にコメントありましたが、ページをちゃんと、ついていくのがやっとで、あれどこだっけというので一生懸命探してというのがありますので、どうかそこを会長より、妥当と思ったら申入れしていただきたいなと思います。皆さん、いかがでしょうか。お願いします。
会長	お願いします。
委員	今、委員がご説明、補足とかご意見とかいろいろとおっしゃって、私もついていくのがいっぱいいっぱいだったんですけれど、まずもってページ数がはっきりしないというのが、これは基本的にちょっと問題かなと思うので、こういうような資料が出てくるときにはページ数を振っていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。
区側	全くおっしゃいますとおり、こちらの手落ちでございます。大変失礼いたしました。次回以降、厳に慎んで気をつけてまいります。
会長	委員から、私から申入れをせよという趣旨ではありましたが、事務局のほうから対応していただけるというご返答がありましたので、次回からはしっかりノンブルを振っていただけますよう、よろしくお願いします。 非常に大部な資料でございますけれども、皆様方いかがでしょうか。よろしゅうございますか。 それでは、採決に移りたいと思います。本件につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手) ありがとうございます。反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者挙手)

	では、採決の状況をお知らせください。
区側	賛成１０名、反対０名になります。
会長	ありがとうございます。それでは、出席者全員の賛成ということになりましたので、本件諮問について承認させていただきます。

５ 報告事項

（１）令和６年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況（４－１１月）について

会長	続きまして、報告事項に参ります。 １点目、令和６年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、昨年の４月から１１月の状況について、事務局から報告を受けることといたします。よろしくお願いいたします。
区側	（資料により説明）（約４分）
会長	ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
委員	教えていただきたい件がありまして、質問させていただきます。資料４－２の一番上の所管部局別、請求者区分・決定状況の内訳の一番右のほうで審査請求答申というのがありまして、これは前回も聞きまして、６月に答申があったというふうに聞いています。 答申をホームページで見てみたんですが、６月から半年以上たっているんですが、これは行政不服審査法上の裁決は済んでいるというふうに考えてよろしいのかが１点です。
区側	ありがとうございます。ご質問の点ですが、こちら教育委員会の所掌案件でございまして、昨年９月に教育委員会のほうで裁決を行っております。以上です。
委員	そうすると、裁決がありましたので、裁決書と一緒に、これ一部認容ですので、開示されるという、範囲が広がりましたが、その書類も審査請求人に行っているという理解でよろしいでしょうか。
区側	はい。その理解で結構です。
委員	それで、答申を読んだときに、委員会の皆さんご苦労したんだろうなと思うんですが、実は答申の一番最後にご意見が３点ついていまして、１点目につきましては、いわゆる開示の審査基準を公表しなさいということで、これは既に昨年の１月に答申の段階で対応しているということで、一応意見はありますけれども、対応済みですということでした。 そのほかに２点ありまして、１点が、行政が作った弁明書というのがあるんですが、それに使っている言葉が非常に専門用語で、審査請求人は一般の方ですので、言葉が分からないだろうと。不知という言葉なんですけど、法律やっている方はよくご存じだと思うんですが、裁判でよく使う不知という言葉は弁明書で使っていて、審査請求人の方は何を言ってい

	るか分からなくてということを書いて、審査会のほうでそういう難しい言葉は弁明書等で使わないようにというご意見があったというのが1点です。 もう1点が、不開示理由の理由付記、こっちのほうが大きいかと思うんですけど、不開示理由については、単に開示しない根拠を示すだけじゃなくて、分かりやすく書面によって説明しなくちゃいけませんよという、条例上そうなっているんですけど、どうもそれがきちんとなされていないというので、しかも、各実施機関においてはということで、ちゃんと初めの開示請求があったときの一部不開示、または不開示するときに、その理由をつけるときに、条文だけじゃなくて、ちゃんと分かりやすく説明しなさいということさらには徹底していただきたい、留意してほしいというご意見が委員会から出ております。 情報公開制度を進めていく上で非常に大事なご意見だなと思ひまして、このご意見について、所管の課のほうから全庁にお話されて、今後、開示請求があったときの、その決定するときに、全部不開示や一部開示のように不開示部分がある場合はきちっと説明するようにという、こういうことをきちっと全庁にお伝えしてほしい、これが委員会のご要望ですので、ぜひ委員会のご要望に沿った運用をしていただければと思ったということでございます。 意見でございますけど、よろしく願いいたします。
区側	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。審査会答申の末尾、2点、弁明書の言葉遣いと理由付記についてです。弁明書につきましては、私ども行政情報マネジメント課のほうで確認というか、相談を受けておりまして、その際にこのような答申いただいたようなご指摘を同じくいただかないような指導をしてまいりたいと思っております。 併せて、不開示につきましても、内部の取扱い要綱上は不開示決定は私どもの協議が通ることになっておりますので、その際に、同じように不親切なご案内がないように指導していきたいと思っております。ありがとうございます。
会長	ほかの方いかがでしょうか。いいですか。 それでは、この件につきましては、報告を受けたことといたします。

(2) 創業支援講座受講生へのメールの誤送信について

会長	報告事項の2でございます。創業支援講座受講生へのメールの誤送信についてです。区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約3分)
会長	ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。委員、お願いします。
委員	何点か、この報告、ホームページのコピーですよ。これ見ながら思ったんですけど、確かに創業支援という割と専門性の高い講座に対して、外部委託をしていた、そういうことなんだらうなというふうに思うんですが、一般社団法人東京都中小企業診断士協会城南支部ということでございますから、ニッチといいますか、専門性が高いという、そういうことなんだと思うんですが、昨今、情報漏えいが多い中で、こういった外部に委託するときのまず基

	準みたいなのというのは多分あると思うんですけども、そこに関してはどのような基準だったかというか、どれぐらい縛りがあって、区のほうがグリップできていたのかなということに関して、全体的にお伺いしたいのが一つです。 それと、内容としては、ＢＣＣで送るところをＣＣで送ってしまったという、それぐらいの緩い、誰にでも起こり得るものであるので、ちょっと注意しろぐらいなところで済むのかなとも一瞬は思うんですが、とはいえ、そういう問題でもないという、そういう側面がある中で、もしかしたら再委託とかして、こうやって簡単なミスをしちゃっているのかなんていうふうにも思うわけなんです。 そこについては、本当に中学生もできるようなメール送信時の当たり前のことにもかかわらず、こういうことが起きてしまった背景というんですか、そこをどのようにご認識されているのかというのを伺いたいと思います。 あと、すみません、もう１個が、一番大事なのは、今後の対応ということで記載があるんですが、事業者に対し個人情報の取扱いの改善を図り、改めて周知を徹底し、再発防止に努めるよう指示するとともに、受験生への連絡手段について人為的なミスが生じない方法を検討します。これ主語がどこだか分からなくなっちゃっていて、これ箇条書でもいいですから、２文にしてくれないと多分、主語が混同しちゃっているふうにも思うんですね。私の理解力がないかちょっと分からないんですけども、もう少し、ホームページに公表するものですから、見やすく理解できるよう、直感的に分かるように書いていただけないものかなということをお願いしたいなと思ひまして、質問とさせていただきます。 区側 まず、委託について何か基準を区として持っているのか、どういうものかという点ですが、区としてセキュリティーポリシーを定めておりまして、それに基づいて、個人情報の取扱いを含む委託につきましては、契約仕様書に個人情報の取扱いに係る特記仕様書という形で添付をしております。 この特記仕様書には、個人情報の取扱いについてポリシーを定めているかだとか、あとは、個人情報の取扱いについて研修を実施しているか、その報告があるかだとか、そういった事項について定めておりまして、それを契約内容に含んだ上で委託契約を結んでおります。 ２点目、簡単なミスがなぜ起こってしまったかという認識についてですが、これはなかなか分析するのは難しいところだなと思うんですが、まず、そもそものところで言いますと、制度的、システムの防ぐことができたのではないかというようなところがあります。 対応として、今、メーリングリストを使用しておりますけども、そういった策を最初から講じていれば今回のような事案は起きなかったわけです。１件１件アドレスをＢＣＣというふうに振り分けるという作業工程が生じなければ起きなかったものでありますので、そういったところの想像力といいますか、そういった部分の啓発が私ども担当所管としても足りなかったのかなというふうに思っています。 こういった事案が生じたので、具体的な事例を庁内に周知した上で、こういうミスが起こり得ますよというような啓発につなげてまいりたいと思います。 最後、ホームページに掲載する内容を見やすくという点でございます。ご指摘ごもっともでございます。広報所管課、あとは案件の担当所管とも今後相談し、分かりやすくお伝えできるような記載に努めてまいります。以上です。 区側 ２点目のご質問に少し補足をさせていただきます。 今回の創業支援の講座ですけれども、委託先が、こちらに記載のとおり一般社団法人東京
--	--

	都中小企業診断士協会城南支部になってございます。こちらは実際にその城南支部の事務局の職員がメールの操作を誤って、今回、誤送信が発生したということで、再委託した先ということではないということは確認をしているところでございます。以上です。
会長	ほかの方がいかがでしょうか。
委員	すみません、素朴な質問一つよろしいでしょうか。そもそもこういうことで個人情報のBCC設定を間違ったというのは、よくあることだと委員のおっしゃったそのとおりだと思うんですね。とすると、これを防ぐ形が取られていたはずじゃないかと思うんですね、特記仕様書その他で。本来はどうやるべきだったのが、それがなされなくてこうなっちゃったのかというのが、すみません、素朴な疑問なんですけど、いかがでしょうか。
区側	なかなか、答えになるか、ならないかというところなんですけども、細かな作業フローについて、区としてその手順を事業者に対してお示ししていることはなく、一般的、汎用的に個人情報の取扱いについてはポリシーを定めようとか、事業者として手順の定めがあるかどうか、そういったところを区としては確認というか、契約の仕様としているところでございます。 細かい部分で目の行き届かないところがありますので、そういったところも事業者から報告を得るようにして、確認に努めてまいりたいと思います。
委員	やっぱり基本的には、これは業者さんのほうが基本的に考えておる形かなと思うんです。よくあるのは、そういうふうに送るときはダブルチェックで、もう1人の人も間違いがないか確認して、それを見ましようみたいな、そういう運用しているってのはよく聞きますね。だから、業者さんが本来そうやってやるべきものをやらなかったというので反省すべき点かなりあるのかなと、すみません、勝手に思っていました。まずそこが1点で。 あと、先ほどありましたように、BCCを間違って送らないように、たしかシステムで送るときにこれBCCじゃなくていいんですかみたいなのを、立ち止まって1回チェックする、そんなシステムがあったんじゃないかなという記憶がありますので、そういう機械的に使えるものはどんどん使ってミスをなくすというのがいいのかなと聞いていて思いました。以上です。
区側	ありがとうございます。例えば、どういう設定でメールを送信してもBCCで送信されるかどうか、そういった設定もメーラーによってはあるかと思います。システムの、もしくは手続的にこういったミスが起きないように防止策をするのがまず第一だと思いますので、どういう形であれミスの起きないようにシステムづくりに事業者と所管課のほうで確認をして進めてまいりたいと思います。
委員	この講座をしていただいているところが、お名前だけで判断してはいけないと思うんですけど、あまりイベント慣れしているわけじゃないんじゃないかなとちょっと思いました。 以前にも、区の委託とか、区と一緒に講座をされる事業者さんに申込みのところをお任せしていて、情報が漏れたという案件をちょっと思い出していたんですね。区だけでこういういろんな講座を開くことができないので、もちろんだなたかと協力してというのは分かるんですけども、やっぱりまた起きたのねというところがあって、入口と情報管理は区がやって、その内容については、こういった協力していただけたところをお願いをするという、イ

	ベントのスキームということではないんですけれども、この立てつけは、なかなか言っても言っても変わってなくて、この団体さんにイベントのスキームを組んでくださいというのは多分、お金の面でもなかなかないかなと思うんです。 なので、区として、申込みと連絡は区、それ以外の本当に内容をつくるのはお願いねとか、そういう仕切りとかってできないものなんじゃないでしょうか。ここで聞く内容なのかも既に分かっているないので、もし不適切だったらほかで言うので、何とか進めてもらいたいです。
区側	ありがとうございます。実際には、おっしゃいますとおり、区の事業を100%直営で行うことは困難ですので、多くの委託事業が発生しているのは事実ですし、それは当然のことだと思っています。 その中で、どのような情報、どのような事務を委託事業の中で行っていくのかという設定は、確かに発注者としては大切なことだと思っております、そのあたり一概に線の引けるものではないと思いますので、事業者に対しては先ほど申し上げましたとおり、特記仕様書という形で、一定の個人情報保護の安全性を求めた上で、具体的な事案に応じて、どのような情報を取り扱わせ、どのようなフローを事業者委託するというのは検討していくべきことなのかなというふうに認識しています。 いずれにしても、区のほうの発注者責任というのは免れないものですので、区のほうで責任を持てるような考え方をしっかりしなきゃならないなというふうに考えています。
委員	そもそも業者さんのほうでメールアドレスをBCCで送らなきゃいけないという認識をしていたのに、それがうっかりTOになってしまったのか、それとも違うのかというところが私は疑問で、意外とこれはBCCで送らなきゃいけないという発想がなかったんじゃないのかなと。もしそうだとすれば、区のほうで委託をされて、メールアドレスを使われるということが想定される場合には、必ずBCCで送るようにというような注意書きをされておいたらいかがかなと思った次第です。
区側	委員ご質問の点ですけれども、事業所のほうはBCCで送るのが適切であるという認識は持っておりました。というのも、この事業を平成30年度から毎年度委託をしております、複数回メールを送る機会もあったわけなんですけれども、これまではBCCで送られていたというところがございます。 今回、メールを送付する際に、人為的なミスで設定するのをTOで行ってしまったというところですので、本来はBCCが正しいという認識を事業者のほうもしているというところがございます。 ですので、今回、今後の方向性として、仕組みでしっかり防止ができるように、やり方も改めてやっていくというところで確認をしておりますので、そもそもの認識は合っていたけれども、今回、人為的なミスで事故が発生してしまったというところがございます。以上です。
委員	事業者はそう認識していたけど、実際の担当者というんですか、入力した人がどうだったのかなというのがちょっと疑問に思った次第でした。ありがとうございます。
会長	このところ、ずっと毎度毎度個人情報漏えいの報告を受けて、小言を言わなければいけないというのが、つらいところではあるんですけれども、今お話がありましたように、長く続けてきて、担当者がたまたま、運がよかった、今まではちゃんとできていたけど、今回た

	またま失敗したと言えそうですけれども、いずれにしてもこういうのは、ほかの委員の先生方からも指摘があったように、ケアレスミスだからこそ、今まで起きなかったほうが運がよかったということに過ぎないと思っています。 そういう意味で、所管のほうからメーリングリスト方式に改めよと指示をしたというのは適切かと思えますし、こういう単純なミスというのは起きがちですから、今後も同種事案に対しては、過去こういう問題があったので、このような方式でしてくださいというようなことを一言区から申し添える。委員からもお話があったように、仕様書のところに一言書き込むとか、あるいは、それを確認するとかということで、たいていシステム的に防げるものではないかと思えますので、ご対応いただければと思います。よろしくお願いいたします。 ほかに先生方からご意見なければ、本件につきましては報告を受けたことといたします。ありがとうございました。
--	--

(3) 個人情報記載された書類の紛失について

会長	続きまして、報告事項3でございます。個人情報記載された書類の紛失について、区から報告を受けます。よろしくお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約3分)
会長	ありがとうございます。こっちのほうがとても深刻な事態なんですけど、改めて本件につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。じゃ順番に参ります。
委員	本当に遺憾なことですね。資料の6-1の表面の一番最後の行、午前の交換便とあるんですが、この交換便というのはちょっと私分かりませんので、どういう業者がどういう形で、誰がどういうふうにやるのかというのを教えてください。
区側	失礼いたしました。交換便について補足をさせていただきます。 交換便ですが、区有施設と区本庁舎、あとは東京都庁を巡回しております区の委託事業者でございまして、区の業務専用の郵便業者みたいな仕事をしております。委託で交換便という形で実施しております。
委員	ありがとうございました。そうしましたら、この資料を裏にめくりまして、再発防止策の二つ目のところですね。発送する側のメール連絡、内訳表の同封を確実にいたしますということは、今までしていなかったということのように読めてしまうのですが。 それから、その下の行で今度受け取るほうなんですけど、受け取るほうも書類の確認方法の点検をしますということは、今までちゃんと確認するマニュアルみたいなものがなかったというふうに読めてしまうのですが、今まで送ったほうと受け取るほうのそれぞれの確認や内訳というのはどのような形を取っていたんでしょうか。
区側	まず、私のほうから目黒区役所としてのレギュレーションということで回答させていただきます。区といたしましては、セキュリティポリシーで個人情報を含む書類の送受を行う場合には、受渡しの記録や適正な管理の状況の確認記録を作成することを庁内に求めており

区側	ます。その上で、各課各事務において必要な手順を定めているものと認識しております。 今回はこのような事案が発生いたしまして、所管の課長としまして、大変申し訳なく思っております。保護者の皆様でしたり、ご本人に非常に大きな不安を抱えさせてしまったということ、非常に重く受け止めております。 こちらの送付の方法なんですけれども、このような鍵付きの封筒でやり取りをしていたと。鍵はこの管理をする担当の職員しか知らない番号、3桁のものを使ってやり取りをしていた。その中に、この二つのクリアファイルが入っていて、添書としましては、この二つに分かれている書類のそれぞれに添書がついていたのですが、この学校からは2セット送りましたという形で後に分かったんですけれども、今、私どもで扱っているものがワンセットで、もう一つの部分がないという状況なんです。 なので、添書はこのように入っておりますが、中に二つあったということが私たちは分からなかったということと、はたまた、もしかすると、学校のほうが確実に二つ入れましたとおっしゃっていますが、これも二つ入っていたかどうかという記録もないということなんです。 なので、そうしたところで相互に確認が不十分であったということがありまして、この改善点というふうにしております。申し訳ございませんでした。
委員	分かりました。と申しますのは、事案が発生してから判明するまで1か月半かかったという、その間、要するに送ったものは何なのかということ、受け取ったものは何なのかということの確認がされなかったというのは、本当にすごく残念だと思います。ありがとうございました。
委員	私のほうも委員と同じような疑問を持っておりましたので、今、実物を見せていただきましたけれども、まずもって、この送付方法という交換便というこの存在が信用できるのかなと。そういうものを最初は思ったんですが、今の説明だと、そういう感じではないということですね。 今、レターパックでも実はGPSみたいな感じでついていて、瞬時に今どこを出発してどうなっていますということが分かるような時代になっておりましたので、そういうGPSを一々つけるというのは面倒かもしれませんが、何らかの形でそういうことが分かる、追跡ができるという方法を追求していただくというのが1点と、それから、先ほど委員が最後のところでおっしゃったように、随分時間的な差があるという、ここが非常にゆゆしい問題だと思うんです。 出したときには、直ちにメールとか何とかで重要書類を出しているということが来て、所管のところでその点に関してはきちっと認識をしているということで、それがあれば、来たときに、確認したときにどうだったのかということがその時点で分かったかというふうに思うんです。そういうところは追跡方法と、それから、お互いのコミュニケーションのやり取りをぜひしっかりやっていただきたいなと。 これは本当にゆゆしい事態ですね。大変、特に特別支援教室に関連することですので、保護者の方々も非常に不安に思っているかというふうに思いますので、二度とこうしたことがないように注意をぜひしていただきたいなと、対策を立てていただきたいなというふうに思います。 確かにホームページの書き方も、確認方法の点検をしますとか検討しますとかというような、そういう何か客観的な言い方ではなく、具体的にどのような対策を取るのかということ

	を区民に分かりやすく説明するような形でされたほうがいいというふうに思います。その点もよろしくお願したいと思います。
区側	ありがとうございます。ご意見重く受け止めたいと思います。 まず、個人情報を含む書類の送信の方法につきましては、個人情報を含む書類、そのやり取りも含めて、業務内容として委託をしている事業者が交換便事業者でございますので、こちらの扱い自体は区として適正なものと考えておりますけれども、個人情報の性質だとか、そういったものも踏まえて、適切な送信方法のセレクトというか、そういったものは入念に確認を求めてまいりたいと思います。 また、区全体のルールとしては、個人情報を含む書類の送信時には電話連絡だとかメール連絡だとか、送りましたよというようなことと、届きましたよというようなやり取りをルールとして定めておりますけれども、こういった点についても、まず、少なくとも徹底していれば、どこでどうなったか分からないということは少なくともないわけですので、こういった点についても庁内への周知を徹底してまいりたいと思います。 結びになりますが、ぎりぎりになりましたが、本日付で庁内には本日ご報告した2件につきまして、具体的な事例を挙げて、再発防止に向けた留意点という形で緊急の注意喚起を実施しております。これをもって、事案認知だとかセキュリティホール、ウィークポイントになり得る点の認知が職員に対して進んでいけばいいというふうに思っています。以上です。
会長	委員、お願いします。
委員	この件については、区議会のほうの文教・子ども委員会にもご報告をいただいて、そのとき、かなり各委員から意見が出て、でも、今日、その委員会でお願したとおり、所管課に来ていただいて、しかも委員会の中で、本当に交換便の話から全部皆入っていったんですけど、交換便でないんじゃないかということで、形状も含めて示してもらったから今日はすごい理解早かったんですけど、文教・子ども委員会では相当理解するまでが長くて、前に教育委員会がシステムのほうで漏えいしたときとかも実態が分からなかった、こういうことが起きること自体よくないんですけど、起きたときには、この委員会ではこういうふうに所管課が来て説明を一緒にしてくれるというのが、今後もこれ、このスタイルで行くのでいいのかというのを1個聞きたいのと、あと、すみません、先ほど委員のほうからも、こんなに発覚するまで時間かかっているのってご意見ありましたよね。そこについての回答がなくて、私たしか委員会で聞いているはずなんですけど、ここの解説もしてもらえたら。
区側	1点目につきまして、私のほうからお答えいたします。この審議会の場でのインシデントの報告につきましては、インシデント対応の所管課である行政情報マネジメント課のほうで報告を差し上げてきましたが、委員各位からご質問にお答えし切れない部分だとかもあり、反省しました上で、関係課のほうに今後とも出席を求めてまいるつもりでおります。
区側	すみません、先ほどお答えが漏れまして申し訳ございませんでした。 時間がかかったことについてですけれども、これが特別支援教室の延長の申込みでございますので、申込み自体をされるかどうかということから、最初に送り出してもらうときには情報がなかったということで、チェックが漏れたわけですけど、こういう基本的な大切なものを動かすわけですから、その間にどうしていくかという管理の仕方として、やはりメールできちんと確認をしておくということが必要でございました。

	これが1か月以上たってから分かったというのは、東京都のほうに最終的にそれが特別支援教室を来年度何人のお子さんが使われるかという集計を出すんですけれども、そのときに改めて見たところ、足りないものがあるということで発覚いたしまして、そこで気がついたということでございます。やはりこの個人情報を取り扱う所管として職員の意識がまだまだ足りなかったということがございまして、大変申し訳なく思っております。今後こういったことが二度と起きないように、しっかりと教育等してまいりますので、よろしくお願いいたします。
会長	委員、お願いします。
委員	ちょっと分からない点がありまして、交換便制度が根本的にしっかりしているって前提じゃないと、いろんな点で区の仕事は詰んじやうんですよね。先ほど交換便の業者はちゃんとしていたというようなお話があったかなと思うんですが、それはどうしてそういうふうに言えるのかなというのがよく分からなかったんですが。
区側	申し訳ありません。ちゃんとしていたというよりも、個人情報を含む書類の運搬についてを契約項目に含んだ契約をしておりますので、交換便を使うこと自体は契約上の問題はなかったということを申し上げたものです。
委員	私これ読んだときに思ったのは、そもそも学校と区のほうが、送った、来てないという問題が一つありますけれども、送ったのに着かなかったというその間の交換便の問題が出てくるのかなと思っていました。そこについてはどんな調査をされたのか、教えていただけますか。
区側	今回、交換便での運搬をしたことに問題はなかったということを申し上げているのは、この鍵付きの封筒で鍵がどうかなってしまっているですとか、そういった形状の異常は全く見受けられなかったということがありまして、問題はなかったんじゃないかということであります。
委員	聞いているのは、その仕組み自体は、鍵付きでやるというのはよくあるやり方で、どこの自治体でもやっているの、その仕組み自体は全然問題ないんです。だから、誰も開けて見ることはできないから、個人情報の秘匿性は確保されてきているというやり方ですので、それは問題ないんです。 ただ、送ったのに届かなかったというふうになると、途中で交換業者がどっか間違っ紛らせてしまったとか、もっとひどい話でいくと、どっかへぽんと置きちゃったとか、昔、郵便局の配達員がやっちゃったというような事件もありましたけど、まさかそんなことはないと思うんです。ですから、鍵付きで送った今の封筒みたいなものが小学校から発送されて、その封筒自体は届いたんだと、区のほうに届いたんだと。だけど、その中に紙がなかったんだと。今回対象となっている文書がなかったんだという問題なのか。どうもそこがよく分からないんです。 そもそも送ったという鍵付きの封筒がなくなっちゃったんじゃないかというのがこの案件じゃないかと思ってしまったんですよね。ちょっとそこがよく分からなかったんです。
区側	私の説明が足りずに申し訳ございません。この赤い封筒の中に二つのクリアファイルを入

	れたと学校が言っていて、ただ、私どもがお預かりしているのが一つ分だけ正しく届いていて、この人たちは全く問題なく処理ができています。 で、もう一つの学校からは送ったと言っている分が見当たらないということです。なので、そもそも入れ損ねたという可能性も考えられれば、私どものほうで開けたのに、二つあるということに気がつかないで、一つを不適切に扱ってしまっていて、あるいは何か処理が終わったものに混ぜ込んでしまっていて、捨ててしまったのですとか、そういったことまで考えて、方々探したという顛末でございます。
委員	分かりました。そうすると、学校が送った個人情報の封筒はちゃんと区のほうには届いたということは確認できているということですね。そうすると、その中が、区が送ったものが入っているか、いないか、そういう問題ですね。 それは、そうなってくると、送ったか、届いたかだけになっちゃいますよね、確かにね。ちょっと不思議な感じがいたしますけれども。そこは分かりました。交換便自体に問題があるとする、大変なことになっちゃうかなと思ったんですが、そこは問題ないというのが分かりましたので、少し安心しました。 先ほどからおっしゃっているように、大事な物は送りましたよというふうに連絡して、届きましたということをやれば、大分そこで送った送らないの問題は解決できるかなというのが理解できましたので、ありがとうございます。
会長	委員、お願いします。
委員	先ほどから委員の方がおっしゃっているとおりでありますけれども、先ほど最初にありました電子メールのＢＣＣの件も、それは電子化された誤送信ということですから、宛名を間違えたところだと思うんですけども、これは郵送だということですから、郵送には問題がなかったと今お聞きしたんですね。そうすると、郵送物の中に入れる際にチェックが甘いという印象をまずご説明で受けました。 受け取る側は１枚しか入っていないので、１枚を信じるしかないということで、電子化とこれとは全然違うけれども、基本的には委託先のチェックが甘いといえますか、そんな印象を受けておりまして、ですから、先ほどもございました委託をする際の書面のところに、やはりきちんと細かく記載、個人情報のところは、例えば太い字で書くとか、そういうものがないと、郵便上問題はなかったという印象も受けましたので、これ個人情報で、もしそれが期限があるものなのかどうかちょっと分からないですけども、もし届かないで申込みができなかったとかということが発生した場合には、損害賠償とか、私どうしてくれるんだと、こういう問題につながっていく可能性もありまして、そのほうがもっとこの事例は大変じゃないかなということを感じた次第です。 それから、これで聞いてよろしいのかどうか分からないけども、経緯説明、謝罪をされたということですけども、どのような感じでご本人の方に謝罪をされたのか。電話なのか、あるいは来ていただいてお詫びされたのか。その辺も大事なところかなと思って、お聞きしたいと思います。
区側	ありがとうございます。そうですね。確かにお申込みできなかった場合ということを考えますと、非常に個人情報の取扱い自体も問題があるわけですけども、さらにご迷惑をおかけするということになってしまいます。 今回の場合は、学校が手続をする際に全ての書類をコピーしておりましたので、そのコピ

	一されていた情報を基に私ども手続進められていますので、特に再度提出をし直してくださいというようなご迷惑はおかけせずに、必要な方は全て申込み受け付けている状態でございます。 謝罪の方法についてなんですけれども、この方、皆様方にまずお電話でお知らせをしまして、経緯ですとか今後のこととお話ししました。その上で、直接ご自宅に伺って、ご説明をさせていただきませんかということで、応じてくださった2名の方には直接伺って、同じように経緯を説明して、今後こういったことがないようにということで謝罪を重ねてしてまいりました。ということでご理解求めています。以上でございます。
委員	納得されたということでよろしいでしょうか。
区側	はい。皆様方、一定ご納得いただきまして、この後もし見つかるようなことがあれば、ぜひ知らせてくださいということをおっしゃっていらっしゃいました。以上でございます。
会長	皆さん、どうもありがとうございます。これも見方を変えれば、たまたま締切りに間に合って、かつ、書類のコピーがあったので対応は何とかできたという点では、運がよかったという問題ではありますけれど、そもそも所管、行政情報マネジメント課が求めているようなルールをきちんと守っていれば防げた話ですよね。 マネジメント課のほうでは、重要書類を送ったら電話等で必ずやり取りをせよということをお願いしていたにもかかわらず、その手順を飛ばしてしまった。また、所管、教育支援課のほうでも、実際の書類、都のほうに出す書類の締切りが近づいて、確認をして、気がついたところですから、これもそもそも情報発信のタイミングですよね。その通常から、コミュニケーションの話も出ましたが、きちんと確認ができていれば、そろそろこの話が出てくるはずではないか、自分たちのところに当該書類が届いていないけれども、何かあったんじゃないかという確認がもっと早い段階でできたはずだという点で、先生方お忙しいのは分かるんですけれども、ちょっとそういったコミュニケーション不足、それから、日頃の業務マニュアルですよね。これの見直しですね。 もちろん、セキュリティを高めてしまうと、それによって業務が煩雑になって、またミスが起きるということにもなりかねませんけれども、そのバランスを取りながら、適切な方法をきちんと、そういう意味での電子化というのも一つかと思います。 誰がいつ、どのタイミングでアクセスして、情報を送ったのか、引き出したのかという確認ができる姿勢、あるいは物理的な方法を検討するというのも一つですね。交換便で送る際には、一つの封筒に一つの書類しか入れないというだけでも対応可能でしょうし。 あるいは、可能であれば、最近よくありますけれども、電子タグを書類と一緒に送って、委員、GPSの話をしていましたけど、書類が交換便で送りましたといったときに、その経路を追うことをやって、少なくとも届いたかどうかというのを電子タグで確認するとか、そういった方法も検討できるかと思いますので、コストですとか業務フローとのバランスを考えながら、しっかりご検討いただければと思います。 今回はお二人の方が対面での謝罪を受け入れてくださったということですが、残り3人の方もお電話だけでよしとされたわけでは決していないと思います。内心は会いたくないほど腹が立っているかもしれません。ですが、これ完全に教育支援の場だけではなく、ほかの部局でも同じことは、交換便を使っている限り、重要書類のやり取りをしている限り、同じ問題は絶対起きますので、これもロールプレーとか研修の際に参考にしていただいて、同じことが起きないようにしていただければと存じます。どうぞよろしくお願いし

	ます。 委員。
委員	ちょっと可能性だけ潰しておきたいんで、簡単なことを伺いたいんですけれども、私も昔企業にいたときに社内メールみたいなのがあって、幾つかの店舗をこうやってぐるっと1便と2便で午前と午後と夜便とあって、その袋の中にももちろん鍵がついているんですが、みんなで入れっこをして、本社に届くという、そういう制度があったんですが、これ文字で見ますと、交換便って書いてあるんですよ。これは2点間の交換便だという、そういう認識でいいでしょうか。
区側	送付物自体は2点間です。発送元と受信先、2点間です。 ただ、交換便事業者自体は区有施設、何か所も回った上で来ますが、一つの封筒に各地点で入れ込んで庁舎に届くとか、そういう運用はなく、2点間のやり取りを業者が複数か所の区有施設を回った上で配送しているという運用でございます。
委員	紛れるということはないんですよね。
区側	ございません。
会長	では、改めて皆様方、この件についてはよろしいでしょうか。 それでは、この個人情報に記載された書類の紛失について報告を受けたことといたします。

6 その他

会長	以上で本日予定しておりました議題、全て終了いたしました。 事務局から連絡事項などございましたら、お願いいたします。
区側	それでは、本日の会議録につきましては、後日事務局で取りまとめたものを案として出席者の方々にお送りをいたします。届きましたら、内容の確認をお願いいたします。 また、来年度の審議会でございます。今年度と同じく、定期の開催は3回とし、日程は7月7日、10月6日、令和8年の1月26日、いずれも月曜日午後2時からを予定しております。この後、メールでもお知らせをさせていただきますので、大変お忙しいところとは存じますが、ご予定のほど何とぞよろしくお願いいたします。 そのほかに、区の執行体制の変更につきまして、この場でお知らせをさせていただきます。本年4月の組織改正におきまして、行政情報マネジメント課が廃止となり、情報公開・個人情報保護業務につきましては総務部総務課に移管される予定でございます。そのため、本審議会の事務局も総務課が担当することとなりますが、円滑な引継ぎがなされるよう万全を尽くしますので、何とぞご理解のほどお願いいたします。 事務局からは以上でございます。
会長	どうもありがとうございます。7月7日、10月6日、令和8年1月26日ですね。後ほどメール等でもご連絡参りますので、ご予定のほどよろしくお願いします。 また、本日冒頭でもありましたように、ご欠席、ご遅刻等、事情がございましたら速やか

	に事務局までご連絡をお願いいたします。
--	----------------------------

	久しぶりに2時間近くになりましたが、皆様、多数のご意見どうもありがとうございました。以上をもちまして、第3回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を閉会とさせていただきます。お忙しい中、どうもありがとうございました。
--	---

以 上